

用語解説

－ B －

・BCP

Business Continuity Plan（業務継続計画）の略。緊急事態発生時において、県として最優先に取り組むべき業務をできるだけ中断させず、万が一中断した場合でも早急に復旧するため、必要な資源の用意や対応方針などを定めておく計画のこと。民間事業者では「事業継続計画」という。

－ G －

・GISデータ

Geographic Information Systemの略。地理情報システムの意味で、位置や時系列の情報を扱えるなど従来の紙地図では実現不可能であった高度な分析を行うことができ、このシステムを構成する情報のこと。

－ I －

・ICT（Information and Communication Technology）

Information and Communications Technology（情報通信技術）の略。情報や通信に関連する技術一般の総称。

－ N －

・NPO

Non-Profit Organization（非営利団体）の略。様々な分野で主体的に社会貢献活動を行う民間の非営利活動団体のこと。特定非営利活動促進法により、国、または都道府県に認証を受けたNPOをNPO法人という。

－ い －

・域内交通体系

近隣市町村内、都市計画区域内、都市内などの様々な場所を結ぶ道路などが効率的、効果的に整備されている状態。

・一次避難地

地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であって、面積1ha以上のもの。広域避難地へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所または集団を形成する場所として、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースを持つ公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。

－ う －

・運動公園

都市公園法に基づく都市公園の種類のひとつ。主として運動の用に供することを目的とする公園であり、都市の規模に応じて1箇所当たり面積15～75haを標準として配置される。

－ え －

・沿道型・郊外型商業施設

大量の交通量を背景に、商業・サービスを提供するため、幹線道路等の沿道や、市街地郊外に形成された商業施設。

・沿道修景美化条例

県内の沿道において、優れた自然景観及び樹木その他の植物を保護するとともに、花木類の植栽等により、沿道の修景を図り、もって郷土の美化を推進することを目的として、昭和44年に国内で初めて制定された条例。

－ お －

・屋外広告物条例

都市景観を構成するひとつの大きな要素である屋外の広告物(屋外の広告板、広告塔、看板、はり札、はり紙など)について、周辺の環境や景観にそぐわないものを規制するために、屋外広告物法に基づいて定められる条例。

・オープンスペース

都市における、建築物等がない空いた空間。ゆとり空間。

－ か －

・開発行為

開発行為とは、主に建築物を建てるなどの目的で使用する『土地の区画形質の変更』を行うことをいう。土地の区画形質の変更とは、次に示す3つの場合などのこと。

- ・ 切土、盛土、擁壁の設置などの造成行為がある場合
- ・ 道路、排水施設などの公共施設を整備する場合
- ・ 農地などを宅地にする場合

・開発許可制度

都市計画区域、準都市計画区域またはこれらの区域外で開発行為を行う場合には、あらかじめ県知事(指定都市・中核市・特例市の長)の許可を受けなければならない(都市計画法第29条)。この許可に関わる一連の手続きを『開発許可制度』という。

開発許可制度は、開発行為に宅地としての適正な水準を確保させるとともに、市街化調整区域においては開発行為を抑制し、市街化を抑えることを目的としている。

・過疎化

市町村において、人口の著しい減少、若者の人口比率の低下と高齢者の人口比率の上昇、財政力の低下などが進むこと。

過疎化の進む地域を『過疎地域』といい、本県では17市町村が指定されている。

・合併処理浄化槽

トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽に対し、トイレの汚水と台所などの排水を併せて処理する施設で、建築物の用途・規模に応じて様々な大きさのものがある。下水道の終末処理場と同程度の浄化能力があり、設置に要する期間が短いなどの利点がある。

・環境負荷

人の活動による影響により環境の保全に支障が生じるおそれのあるもの。

・環境保全ネットワーク

海岸線、河川、田園、丘陵地、山地などの昔から残る自然や創出された緑地など、維持・保全すべき自然環境のネットワーク、つながり。

・緩衝緑地

都市計画で大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害の防止、もしくはコンビナート地帯などの災害の拡大防止を図ることを目的として、公害、災害発生源地域と背後の一般市街地とを分離遮断するために設けられる緑地。

緩衝緑地の設計に当たっては、風向き、地形の自然条件などに留意しつつ、公害の緩和、災害の防止に資するよう比較的高密度な植栽地を配置するものとされている。

・幹線道路

高速道路、一般国道、主要地方道、一般県道など主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路。

－ き －

・既成市街地

都市において、既に道路などの都市施設が整備され、建物が面的に連続して一定密度以上に存在するなどして、市街地が形成されている地域をいう。都市計画法上の既成市街地の定義は以下のとおり。

- ・人口密度が1ha 当たり40人以上の地区が連たんして人口が3,000人以上となっている地域。

・既存集落

既成市街地以外で、都市計画法の施行以前から既に集落を形成している、農村、漁村、山村など。

・基盤整備

産業や生活の基盤となる道路・港湾・上下水道・公営住宅・病院・学校などの、公共事業による社会資本の整備。

・九州中央自動車道

熊本県嘉島町を起点とし、九州中央部を横断する形で高千穂町を經由し、延岡市に至る延長約9.5kmの高速道路。路線名は、九州横断自動車道延岡線といい、九州縦貫自動車道と東九州自動車道を結び、これらと一体となって循環型の高速交通ネットワークを形成し、九州の東西軸の強化、さらには九州の一体的発展と浮揚に貢献する路線として期待される。

・共助

自分ひとりで対応できない状況のときに、地域住民同士で助け合う。

・漁業集落排水施設

漁村集落を対象に、トイレの汚水や生活排水を処理する施設。

・緊急輸送道路

地震防災対策特別措置法に基づき指定された、震災時に避難や救急・消火活動、緊急輸送などを円滑に行うための高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。

－ く －

・区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分して定めること。いわゆる「線引き」とも呼ばれる。

・グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

－ け －

・景観計画

景観法の規定により景観行政団体（地方自治体）が定める良好な景観の形成に関する計画。景観計画の区域、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要構造物又は景観重要樹木の指定の方針等を定めることができる。

・景観条例

都道府県や市町村で、良好な都市景観を保全・創出するために制定する条例。都市景観、自然景観の保全や、新しい景観の創出を目的として、全国の多くの自治体で制定している。

・景観法

良好な景観の形成を促進するため、平成16年に制定された法律で、建物のデザインや壁面の位置、色の規制などを定めた景観計画を作成し、その区域内の建築等に関して届出・勧告による規制を行うとともに、必要な場合に建築物等の形態、色彩、意匠などに関する変更命令を出すことができることを定めている。

・減災

予想される災害に対して、災害後の対応よりも事前の対応を重視し少しでも被害の低減を図ること。

・県立自然公園

自然公園法に基づいて、都道府県が指定する自然豊かな公園。

－ こ －

・広域公園

都市公園法に基づく都市公園のひとつで、主としてひとつの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。

・広域商業業務地

ひとつの市町村を超えた広い範囲の多くの人々が利用する商業施設や公共施設などの施設が集積した、広域拠点に位置付けられた宮崎市や延岡市、都城市における中心市街地。

・広域都市圏

日常生活や経済活動が一体的に営まれている、中心都市と周辺の市町村を含めた圏域。

・広域避難地

地震災害時において主として一市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であって、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 面積が10ha以上のもの
- (2) 面積が10ha未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、または近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設で、当該公共空地に隣接し、または近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が10ha以上となるもの
- (3) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（(1)または(2)に該当するものを除く。）
大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や津波から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいう。

・高規格幹線道路

全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速サービスの全国的な普及、主要拠点間の連絡強化を目標とする。高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成される。

・公共下水道

終末処理場を有し汚水を排除すべき排水施設の相当部分が地中に埋設された構造により、主として市街地における下水（雨水・汚水）を排除または処理するために地方公共団体が整備し管理する施設。

・公共公益施設

住民の生活のために必要なサービス施設の総称。明確な定義はないが、一般的には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設などをいう。

新住宅市街地開発法では、「公益的施設」として、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設などと定義している。類似の用語に公共施設がある。

・公共交通機関

不特定多数の人々が利用する交通機関。バスや鉄道などを指す。

・公助

自助や共助では対応できないときに、公的機関が支援する。

・交通環境

道路、駅、バスターミナル、空港、港湾などの各種交通施設の整備状況や役割分担、連携の状況など。

・交通結節点

空港やバスターミナル、駅など、自動車と鉄道、バス、飛行機などの乗り継ぎ、乗り換えなどが行われる場所（乗り換えを円滑に行うことができる機能）。

・交通体系

バスや鉄道、道路などの交通組織の全体の構成。

・高度成長期

昭和30年代から40年代にかけての、日本経済や産業などが急激に成長した期間のこと。

・ **高度利用地区**

都市計画法に基づく地域地区のひとつで、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度、最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区。

・ **国定公園**

国立公園に準ずる、優れた自然の風景地で、関係都道府県の申出により環境庁長官が指定する。

・ **国立公園**

我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海中の景観を含む）であって、環境庁長官が指定する。

・ **コミュニティバス**

地域での必要目的に合わせてルートや運行形態などを工夫し、より生活に密着した移動手段を提供するバス。

・ **コンベンション**

Convention 「集会」。特定の目的で多数の人が集まること。

－ さ －

・ **里山**

市街地や集落周辺において従来、林産物栽培、有機肥料、薪や炭の生産に利用されていた森林のこと。

－ し －

・ **市街化区域**

区域区分が定められている都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

・ **市街化調整区域**

区域区分が定められている都市計画区域内で、市街化を抑制すべき区域。

・ **市街地開発事業**

地域が抱える課題を解消するため、一定の区域を定め、地域の状況に応じた整備手法により、道路や公園等の都市施設を含め多面的な整備を行い、良好な市街地を形成する事業。土地区画整理事業や新住宅市街地開発事業等がある。

・ **自助**

自分の安全を自分で守ること。

・ **自然環境**

基本方針では、山、川、海などの自然に、公園や緑地、農地なども含めた総称としている。

・ **持続可能な都市（サステイナブルシティ）**

環境保全、経済的発展、生活の質の向上という3つの要素を調和させることによって、現在のみならず、将来の世代も持続的に豊かな生活と経済活動が行われるまち。

・ **社寺林**

神社や寺の境内に見られる林のこと。多くの場合、常緑樹広葉樹林（照葉樹林）であり、原生林の面影を残しているものもある。

・ **準都市計画区域**

都市計画区域外のインターチェンジや幹線道路周辺などで、建物が無秩序に建ち並ぶことを抑えるために、土地の使い方などのルールを決めることができる区域のこと。県が指定する。

・ **商業業務地**

商業施設、市役所や役場、警察署、郵便局などの官公庁施設及び事務所、オフィスビルが集まる地域。

・ **職住近接**

職場と家庭生活を営む住居とが近接していること。

・ **人口集中地区**

人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地区のこと。都市的地域の特質を明らかにするために設定している。DID地区ともいう。

・ **森林法**

森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的として、昭和26年6月に公布された法律。

— す —

・ **水源かん養**

森林が有する、洪水や渇水を防ぎ、水資源を確保する機能。

・ **ストックマネジメント**

ストックとは、道路、農業用水利施設など、国民の公共財産のことをいい、それらの調査・診断を行い、施設の長寿命化や維持管理コストの削減を管理していくこと。

・ **スプロール**

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。「アーバン・スプロール（urban sprawl）」ともいう。

・ **スポーツランドみやざき**

各種スポーツ大会やスポーツキャンプが盛んに行われ、スポーツ施設が充実している等、温暖な気候に恵まれ、四季を通じて様々なスポーツを楽しむことができる本県の特徴を表す言葉。

－ せ －

・生産緑地地区

都市計画で定める地域地区のひとつで、市街化区域内の農地（500㎡以上の面積で、農林業の継続が可能な条件を備えており、将来の公園や緑地などの公共施設の敷地として適しているもの）において、良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る目的により、市町村が定める区域。

・世界農業遺産（GIAHS）

正式名称は、“Globally Important Agricultural Heritage Systems”。

国連食糧農業機関による正式な定義は、「その土地の環境及び持続的な開発に対するニーズとコミュニティの共通応により発展してきた世界的に重要な生物多様性に富む優れた土地利用システム及びランドスケープ（土地の上に農林水産業の営みを展開し、それがひとつになった地域的まとまり）。」

・線引き制度

無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分して定めること。いわゆる「区域区分」とも呼ばれる。

・線引き都市計画区域

区域区分が定められている都市計画区域

－ た －

・大規模集客施設

床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場など。

・宅地化

農地などを、住宅や工場などの建物を建てるため、また資材置き場などとして利用するために、土地の形状変更などを行うこと。

・多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

－ ち －

・地域防災計画

地震や風水害などの大規模な災害の発生に備え、その予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策を行うため、災害対策基本法に基づき地方公共団体等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画。

・地区計画

特定の地区を対象として、その地区にふさわしい良好な環境を整備・保全するために、建物の用途や意匠、道路や公園の配置などを、住民の意見を反映しながら市町村が細かく定めること。（いわゆる「地区レベルの都市計画」）

住民が地区の将来像について話し合っまとめた地区計画の案を市町村に申し立て、地区計画を定めるように要請することもできる。

・治水

洪水・高潮などの水害から人間の生命・財産・生活を防御するために行う事業を指し、具体的には、堤防・護岸・ダム・放水路・遊水池（遊水地）などの整備や、河川流路の付け替え、川底を浚さらうことによる流量確保、氾濫原における人間活動の制限などが含まれる。

・地方分権

国が地方自治体に対して制度や運用面で行財政上の自主性・自立性を認める仕組み。国と地方の関係を「上下・主従」関係から「対等・協力」関係に改め、機関委任事務の廃止や国の関与の見直し、権限委譲の推進、必置規制の見直しなどを内容とする地方分権一括法が平成12年4月1日から施行された。

・中心市街地

その都市の中心的な役割を担う地域。一般に商店街や行政機関、金融などの人々が集まる施設が集積している。

・中心市街地活性化法

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、市町村による基本計画の作成及び内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別措置等について定められたもの。

・中心市街地の空洞化

モータリゼーションの進展などにより、商業機能やサービス機能の都市郊外への立地が進み、相対的に都市中心部の集客力が低下し活力が失われること。

・長寿命化

道路や上下水道・公園・学校・公営住宅等の高度成長期以降に集中的に整備された基盤施設について、新設から撤去までのライフサイクルの延長のための対策に留まらず、更新を含め、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための取組。

— て —

・低・未利用地

本来、建築物などが建てられ、その土地にふさわしい利用がなされるべき土地のうち、市街地内などに残る空き地や、商店街などで青空駐車場として利用されている土地など、効率的な利用がなされていない土地。

・田園居住地区

営農条件と調和のとれた良好な居住環境が確保された集落地域。

— と —

・特定開発行為

土砂災害特別警戒区域において、住宅（自己居住用を除く）並びに高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築を目的とした開発行為。

・特定用途制限地域

都市計画区域内で、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成または保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途の概要を定める地域。

・特別用途地区

用途地域の指定を補完し、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別な目的の実現を図るための制度。本県ではこれまでに、宮崎市、日向市、日南市、都城市、小林市において指定している。（令和4年6月時点）

・特別緑地保全地区

都市計画区域内において良好な自然環境を形成している区域で、無秩序な市街化の防止、公害または災害の防止、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が指定の対象となる。指定することによって建築行為など一定の行為を制限し、現状を保全する制度。

・都市化

都市に人口・産業が集中し、それに伴う市街化が進行（拡大）すること。

・都市型社会

市街地を拡大していくのではなく、これまで都市に整備された社会資本を最大限活用し、安定・成熟した都市環境が形成された社会。

・都市基幹公園

都市公園法に基づく都市公園である「総合公園」、「運動公園」の総称。都市全域の住民が利用することを目的とした公園。

・都市機能

都市のもつ様々な働きやサービスのことで、業務、商業、居住、医療、福祉、行政、教育などの諸活動によって担われる。

高次都市機能とは、日常生活の圏域を越えた広範な地域の多くの人々を対象に、質の高いサービスを提供する機能のこと。

・都市基盤

道路、鉄道、港湾、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設など生活・産業の基盤。

・都市経営

限られた資金や人材で、公共性を保ちながら、いかに効率的・効果的に都市を運営していくかといった視点に立って、重点施策や予算・人材配分などを行うこと。

・都市計画

都市内の限られた土地資源を、農林漁業との調和を図りつつ、合理的な利用が図られるよう適正な制限のもとに有効配分し、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保しようとするもの。市町村の範囲にとらわれることなく、都市として一体的に整備・開発及び保全すべき区域を対象に、都道府県と市町村が役割を分担しながら定める。

現行の都市計画法は昭和43年に制定され、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、

都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・都市計画基礎調査

都市計画法で概ね5年毎に実施することとされている人口規模、産業分類別の就業人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量などの現況及び将来の見通しについての都市計画に関する基礎的な調査。

・都市計画区域

都市計画法その他関係法令の適用を受けるべき土地の区域で、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。都市計画区域は県が指定する。

・都市計画区域マスタープラン

都市計画区域毎に都市計画の目標、区域区分の方針、土地利用、都市施設、市街地開発、自然的環境の整備及び保全に関して、広域的・根幹的視点に立った都市計画の基本的な方針を定めたもの。

・都市計画提案制度

土地所有者やNPO団体等、民間事業者等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者等の3分の2以上の同意等一定の要件を満たした場合に、都市計画の決定や変更の提案をすることができる制度。提案を受けた場合、都道府県や市町村は、都市計画の決定または変更の必要性を判断し、必要があると認めるときはその案を作成しなければならない。

・都市計画道路

都市計画区域内で主要な道路として位置付けられている道路のこと。自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路がある。

・都市景観

都市に存在する建物・道路・公園・緑地などの他に、都市を取り巻く田園・河川・海岸・山林などの自然環境も含む、都市を構成する様々な要素が織り成す風景、景色、眺め。

・都市公園

都市計画法や都市公園法などで位置付けられている公園や緑地。国が設置する国営公園などや地方自治体が設置する街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園などがある。

・都市構造

主要な交通網や商業・工業・居住・レクリエーション・自然環境の配置などの、都市の骨格のこと。

・都市施設

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動の確保と良好な都市環境を保全するために必要な、都市計画法で定められた諸施設。道路・公園・下水道・河川・廃棄物処理施設・教育文化施設・病院・市場など。

・都市づくり

都市の骨格や都市圏の形成などの、都市全体を対象としたまちづくりの取組。

・都市的サービス

主に都市部において享受できる、商業・医療・福祉・情報・芸術・文化・交流などの様々な施設等が提供するサービスのこと。

・都市的土地利用

商業、工業、公共・公益、道路、交通施設、公的施設など都市的な土地の状態や用途の利用状況。

・土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造規制等が行われる。

・土砂災害防止法

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めることなどにより、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的として、平成12年5月に制定された法律。

・土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の利用形態の変更及び公共施設の新設または変更を行うこと。

・土地の高度利用

都市計画による制度などを活用し、道路、公園、広場等の適正な整備のもとに中高層建築物または容積率の高い建築物を建築するなど、土地をより高度に利用すること。

— な —

・内水

降雨により河川の堤防の市街地側(堤内地)にたまった水のことで、河川にうまく放流できない場合を内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害という。

・南海トラフ地震

静岡県の駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝沿いで発生する(科学的に考えられる最大クラス(M9クラス)の巨大)地震。

— の —

・農業集落排水施設

農村集落を対象に、トイレの汚水や生活排水を処理する施設。

・農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の健全な発展及び国土資源の合理的利用の見地から、今後相当長期にわたり総合的に農業の振興を図るために設定された地域。

・農業振興地域の整備に関する法律

自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として、昭和44年7月に制定された法律。

・農用地区域

農業振興地域内の土地で、農業上の利用を図るべき土地の区域。農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する農業振興地域整備計画で定められる。

－ は －

・バリアフリー

高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去すること。

ももとは段差解消などのハード面（施設）の色彩が強いが、現在では、高齢者や障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な全ての障壁の除去という意味も含んでいる。

－ ひ －

・東九州自動車道

九州の東側を福岡県北九州市を起点として、大分・宮崎・鹿児島各県を結び、鹿児島市に至る延長約436kmの高速道路。多くの重要港湾や空港及び北九州市、大分市、延岡市などに代表される生産拠点都市が位置しており、これら海・空の交通拠点や生産活動の場などを有機的に結び、東九州はもとより九州全体の産業、経済、観光、文化等の一体的発展と浮揚に貢献する路線として期待される。

・非線引き都市計画区域

区域区分が定められていない都市計画区域。

・ヒートアイランド現象

アスファルト舗装や建築物などの地表面の人工物の増加、エアコンや自動車の排熱などによって、夏場の都市部での気温が郊外部に比べて高くなる現象のこと。

－ ふ －

・風致地区

都市計画で定める地域地区のひとつで、都市計画区域内にあつて都市の自然風致（丘陵、樹林、水辺地などの自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地などを含む良好な自然的環境）を維持するために指定された区域。

－ ほ －

・保安林

水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害・水害・潮害・干害・雪害・霧害の防備、雪崩または落石の危険の防止、火災の防備などの目的のために、農林水産大臣または都道府県知事が指定した森林。保安林においては原則として、都道府県知事の許可を受けなければ、立木の伐採をしてはならない。

・保水機能

山林などの緑地が降った雨を一時的に貯留したり、地中に浸透させる機能。

－ ま －

・まちづくり

市町村や住民による、身近な地域を対象とした、まちの活性化などの取組。

・まちなか居住

まちの中心部などで居住すること。人々が暮らし、働き、遊ぶために必要な諸施設が集積するまちなかに居住することによって、生活・交通などの利便性を享受できるとともに、日常の中で働く場所や買い物をする場所などが近くなることで、自動車利用が減り、交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減などにも寄与する。また、まちなか居住を進めることで、まちなか人口の増加、コミュニティの再生、中心市街地の活性化などが図られるとともに、まちなかの土地を宅地などとして有効に利用することができ、集約的な市街地の形成にもつながる。

－ み －

・緑の基本計画

行政と市民が一体となった各種の緑化施策を体系的・総合的に展開するための緑化推進計画。都市緑地法に基づき市町村が定める。

・宮崎県景観形成基本方針

県としての景観形成に関する基本的考え方や方向性を明らかにし、住民と行政が協働して景観を糸口とした持続的かつ活力ある宮崎県を創造するために策定した計画。

・宮崎県公共事業景観形成指針

宮崎県景観形成基本方針に基づき策定したもので、県が実施する公共事業における景観形成の基本的な考え方や方向性を示したもの。

－ も －

・モータリゼーション

日常生活での自動車の一般化、自動車使用の普及をいう。

・モビリティ・マネジメント (MM)

当該の地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(＝かしこく)利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組みを意味するもの。自発的な行動の変化を導くための、コミュニケーションを中心とした交通施策(政策)

－ ゆ －

・優良な農地

概ね、10ha以上のまとまった農地で、農業生産性が高く、各種農業基盤整備への投資が行われており、今後も長期にわたり農業生産を行うべき農地を指す。

・ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、はじめからできるだけ多くの人が利用しやすい製品や環境のデザイン。

・ユネスコエコパーク

生物圏保存地域の国内呼称。

生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的として、1976年に国際連合教育科学文化機関(UNESCO)が開始、UNESCOの自然科学セクターのユネスコ人間と生物圏(MAB)：

Man and Biosphere) 計画における一事業として実施されている。

「保全機能(生物多様性の保全)」、「経済と社会の発展」、「学術的研究支援」という3つの機能を果たすため、「核心地域」、「緩衝地域」、「移行地域」の3つの区域を設定する必要があり、保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生を図ること等が登録の条件となる。

－ よ －

・容積率

建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合。延べ床面積とは、建築物の各階の床面積の合計をいう。

・用途地域

都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的・計画的な利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途・容積率・建ぺい率及び各種の高さなどについて制限が行われる地域。主に、住居系・商業系・工業系に分かれ、12種類の用途地域を設定することができる。

・用途地域の縁辺部

用途地域のまわり。周辺。

－ ら －

・ライフサイクルコスト

製品や構造物などの企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用。

・ライフスタイル

生活様式、暮らしぶり、生き方、生活に関する考え方や習慣。衣食住などの日常の暮らしから娯楽、職業、居住地の選択、社会との関わり方まで含んだ広い意味での生き方。

－ り －

・利水

河川や河川に伴う遊水地、湖沼などから水を引き、その水を利用すること。

・立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる市町村マスタープランの高度化版であり、平成26年の都市再生特別措置法の改正にあたって、新たに創設された。居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めるための計画。

・リノベーション

既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させること。

・緑地協定

一団の土地または道路・河川などに隣接する土地の所有者などが、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑化に関する協定。緑地協定には、都市緑地法によるものと市町村の条例・要綱によるものがある。

・**緑地保全地域**

都市計画区域又は準都市計画区域内において都市計画で定める地域地区のひとつで、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する地域。

－ れ －

・**歴史的環境**

歴史的に価値のある建物、まち並み、城址、街道、古墳、神話、伝説などの総称。

・**歴史的景観**

歴史的環境の織り成す風景、景色、眺め。

－ ろ －

・**老朽木造住宅**

老朽化した木造の住宅のこと。地震が発生した際に倒壊するおそれがあり、これらが密集して建っている場合には、火災時の延焼などが考えられるため、計画的な建替えなどを進めることが望ましいと考えられている。

－ わ －

・**ワーケーション**

「仕事（ワーク）」と「休暇（バケーション）」を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。